

岐阜県公報

号 外 (一) 平成二十年九月二十九日

目 次

公 示

○岐阜県福祉・農業会館の指定管理者の募集

(健康福祉政策課)

ページ
一

公 示

○岐阜県福祉・農業会館の指定管理者の募集

岐阜県福祉・農業会館の管理について、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第二号)第三条の二第一項に規定する指定管理者となることを希望する者を次のとおり募集します。

平成二十年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

1 募集の内容

(1) 施設の概要

ア 名称

岐阜県福祉・農業会館

イ 位置

岐阜市下奈良2丁目2番1号

ウ 建物

鉄筋コンクリート造7階建

エ 建築延面積

10,131.53㎡

オ 主要施設

各種団体事務所、大会議室、小会議室、研修室及び売店

(2) 指定管理者の業務

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第3条の4に規定する業務とし、その詳細は別に定める「岐阜県福祉・農業会館管理運営業

務仕様書」に示すこととします。

(3) 休館日及び利用時間

条例附表第3 管理の基準の欄に定める休館日及び利用時間とします。

(4) 指定期間 (予定)

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 業務に必要な経費等

岐阜県から支払う指定管理料及び岐阜県福祉・農業会館利用料金条例 (昭和55年岐阜県条例第7号) 第1条に規定する利用料金をもって、業務を行うものとします。

2 申請資格等

(1) 申請資格

指定期間中に、岐阜県福祉・農業会館を安全円滑に管理運営し、かつ、社会福祉及び農業の充実発展を増進し、県民福祉の向上に寄与することのできる法人その他の団体 (以下「法人等」という。) 又は複数の法人等が共同する団体 (以下「共同体」という。) であることとします。個人での申請はできません。

また、単独の法人等にあつては、次に掲げるアからキまでのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員がアの要件を満たし、かつ、すべての構成員がイからキまでのすべての要件を満たす必要があるものとします。

ア 岐阜県内に本社、本店又は団体の活動本拠点を置いている法人等であること。

イ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない者でないこと、及び地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 役員 (法人でない団体の代表者又は管理人を含む。) に、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する者がいないこと。

(イ) 破産者で復権を得ないもの

(ロ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

エ 次の(イ)から(ロ)までのいずれかに該当する者でないこと。

(イ) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

(ロ) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者 (同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)

れた者及びその開始決定がされている者 (同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)

(イ) 破産法 (平成16年法律第75号) に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者 (同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

オ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3 年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

キ 県職員 (知事、副知事、教育長、県議会議員、地方自治法第180条の5 第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員並びに一般職をいう。) が役員等 (無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人をいう。) に就いている法人その他の団体でないこと。

(2) 申請に関する留意事項

ア 申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、共同体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

イ 申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。

(イ) 岐阜県指定管理者審査委員会 (以下「審査委員会」という。) の委員又は本件業務に従事する岐阜県職員若しくは本件関係者に対し、本件応募についての不正な接触の事実が認められた場合

(ロ) 申請書類に虚偽の記載があった場合

(ハ) 複数の事業計画書を提出した場合

(ニ) 2の(1)に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合

(ホ) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合

(ヘ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合

(セ) その他不正な行為があったと県が認めた場合

3 申請手続等

(1) 申請方法

次に定めるところにより、持参又は郵送により岐阜県健康福祉部健康福祉政策課

(1) 外 部	岐阜県福祉・農業会館 6階研修室
募集内容等に係る質疑応答	
(3) 次	次に定めるところにより、質疑を受け付けます。なお、受け付けた質問に対しては、平成20年10月16日（木）を目途に、県のホームページで公表する方法で回答する予定です。
ア 受付期間	平成20年10月2日（木）から平成20年10月10日（金）午後5時まで
イ 質問方法	所定の様式による質疑書に記載の上、岐阜県健康福祉部健康福祉政策課まで郵送等により提出してください。
4 審査方法等	
(1) 審査の方法	審査委員会において、申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査を行い、指定管理者として最も適切な優秀者を選定し、その結果を県に報告します。なお、審査の過程における質疑の内容及び採点結果、審査の結果については公表することがあります。
(2) 指定管理者の候補者の選定	県は、審査委員会より審査結果の報告を受け、優秀者を優先交渉権者として両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者の候補者として選定します。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、審査委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うものとなります。
(3) 選定結果の公表等	指定管理者の候補者の選定結果は、審査を受けた全団体に文書により通知し、同時に県のホームページ等で公表します。
5 その他	
公募について不明な点は、岐阜県健康福祉部健康福祉政策課管理調整担当に問い合わせてください。	
問い合わせ先	
電 話	058-272-1111（内線 2519）
	058-272-8260（直通）

提出してください。	
ア 提出書類	
(ア) 指定管理者指定申請書	
(イ) 申請する法人等に関する次に掲げる書類（共同体の場合は、構成員のすべてのもの）	
a 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類	
b 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し）	
c 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近5事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの	
d 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に係る納税証明書（過去3年分）	
e 法人等概要書及び法人等の主要業務実績一覧	
(ウ) 事業計画書	
(エ) 誓約書	
(オ) 共同体の場合にあっては、共同体構成員表、共同体協定書の写し及び共同体委任状	
イ 提出部数	
原本1部、副本25部	
ウ 受付期間	
平成20年10月23日（木）から平成20年10月30日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（郵送の場合は書留とし、受付期間内に必着のこと。）	
(2) 現地説明会	
次の日程で現地説明会を開催します。参加の申込は、所定の様式による参加申込書を平成20年10月3日（金）午後5時までに岐阜県健康福祉部健康福祉政策課へ提出してください。	
ア 日時	
平成20年10月6日（月）午後2時から	
イ 集合場所	

FAX 058-278-2620
メール: c11221@pref.gifu.lg.jp

平成二十年九月二十九日印刷
平成二十年九月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)